

全日本教職員組合(全教)中央執行委員長 北村 佳久

「いじめ防止対策推進法案」の廃案を求める要請書

「いじめ防止」に関わる法案を国会に提出していた与党（自民・公明）と民主・生活・社民三党は、双方の合意のもとに与党案をベースに修正を加えた「いじめ防止対策推進法案」（以下「法案」）を本日国会に提出し、今国会での成立をめざすとされています。

「法案」は、「いじめの禁止」をうたい、「いじめ」を規制、管理、取り締まりで「防止」しようとするなど、以下のような重大な問題点を持っています。

問題点の第1は、「児童等は、いじめを行ってはならない」として「いじめの禁止」を法律で定めようとしている点です。子どもたちは、成長発達の過程で、様々なゆがみや苦しみ、不安を背負い、失敗や過ちをおかすことがあります。それを法律で「禁止」して取り締まろうとすることは、子どもたち一人ひとりを傷つけ、人間関係を壊し、かえって問題の解決を難しくしてしまいかねません。

第2は、学校設置者と学校に対して「児童等の豊かな情操と道徳心を培い…全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない」として、内心の問題である情操や道徳心に法律が踏み込んでいる点です。さらに「保護者の責務」として「規範意識を養うための指導…を行うよう努めるものとする」として、家庭教育に踏み込んでいる点も重大です。

第3は、「いじめ・いじめられ関係」を固定的なものとしてとらえ、「いじめを行った児童への懲戒」や「出席停止」など徹底的な管理、厳罰化で取り締まろうとしている点です。

「いじめ」は、子どもたちの人間関係の中で起きるものであり、「いじめ」問題を克服する力は、子どもや教育の中にこそあります。しかし、「法案」の中には、子どもたちの成長・発達に信頼を寄せ、ともに問題に向き合っていく観点が欠落していると言わざるをえません。

「いじめ」問題への関心が高まる発端となる事件の起きた天津市では、第三者委員会の調査報告書が1月31日に発表されています。調査報告書では、事件の経過に真摯に向き合い、明らかになった事実と教訓をもとに、「教員への提言」「学校への提言」など6つの提言を示しています。「道徳教育や命の教育の限界」が指摘され、「現場で教員が一丸となったさまざまな実践こそが必要」と強調しています。また、社会が「ますます競争原理と効率を求める方向に」すすみ、「現代の子どものいじめは、社会の在り方と根深いところで繋がっている」として、「学校間格差、受験」などを背景とする子どものストレスの強まりに目を向けることを促しています。

「子どもたちのいのち、人権が守られる学校であってほしい」との父母・国民の願いに応える立法府としての役割が国会に求められています。「いじめ防止対策推進法案」は、廃案にし、いじめ問題に真摯にとりくむ学校を励まし、子どもたちに寄り添った教育のできる施策についての十分な議論を尽くしてください。

以上のことから、下記のことを強く要請いたします。

記

1. 「いじめ防止対策推進法案」は、廃案にしてください。